

財務諸表に対する注記

1 重要な会計方針

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

取得価額をもって貸借対照表額とする方法（原価法）により処理している。

(2) 固定資産の減価償却の方法

定額法により処理している。

(3) 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税については税込処理している。

(4) 有価証券の評価基準及び評価方法

保有している有価証券はない。

2 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額とその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
預金	1,000,000	0	0	1,000,000
小計	1,000,000	0	0	1,000,000
特定資産				
土地	586,794,695	0	0	586,794,695
建物	2,360,463,003	0	85,221,960	2,275,241,043
構築物	99,730,786	0	6,995,257	92,735,529
什器備品	21,184,254	0	1,629,558	19,554,696
小計	3,068,172,738	0	93,846,775	2,974,325,963
合計	3,069,172,738	0	93,846,775	2,975,325,963

3 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
預金	1,000,000	(1,000,000)	0	0
小計	1,000,000	(1,000,000)	0	0
特定資産				
土地	586,794,695	0	(586,794,695)	0
建物	2,275,241,043	0	(2,275,241,043)	0
構築物	92,735,529	0	(92,735,529)	0
什器備品	19,554,696	0	(19,554,696)	0
小計	2,974,325,963	0	(2,974,325,963)	0
合計	2,975,325,963	(1,000,000)	(2,974,325,963)	0

4 担保に供している資産

該当事項なし。

5 固定資産の取得価格、増加額、減価償却累計額、除却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価格、増加額、減価償却累計額、除却累計額及び当期末残高は、次のとおりである。 (単位：円)

科目	取得価格	増加額	減価償却累計額	除却累計額	当期末残高
建物					
遊行通り共同ビル	2,359,859,444	0	1,812,075,563	37,324,062	510,459,819
ココテラス湘南	2,530,906,923	0	255,665,880	0	2,275,241,043
建物合計	4,890,766,367	0	2,067,741,443	37,324,062	2,785,700,862
構築物					
ココテラス湘南	113,721,300	0	20,985,771	0	92,735,529
什器備品					
ココテラス湘南	24,443,370	0	4,888,674	0	19,554,696
合 計	5,028,931,037	0	2,093,615,888	37,324,062	2,897,991,087

6 偶発債務

下記の土地売却（湘南ライフタウンD街区）は、「買戻し特約」付である。

- (1) 商業施設用地：藤沢市大庭字二番構5526番21 宅地1,850.05㎡

買戻し条件：指定用途に供した日（建築物の竣工検査済証の交付を受けた日）から10年が経過する日までの間に、当公社及び藤沢市の承認を得ないで、売買物件の所有権を第三者に移転し又は貸し付けてはならない等

買戻し期間：平成30年9月12日まで

- (2) 高齢者福祉施設用地：藤沢市大庭字二番構5526番2他 宅地17,000.02㎡

買戻し条件：指定用途に供した日（建築物の竣工検査済証の交付を受けた日）から10年が経過する日までの間に、当公社及び藤沢市の承認を得ないで、売買物件の所有権を第三者に移転し又は貸し付けてはならない等

買戻し期間：平成30年9月12日まで

7 平成26年度決算一部振替処理について

「財団法人藤沢市開発経営公社の負担に関わる協定」に基づく関連事業費負担準備金の計上について、一般財団法人への移行認可に伴う会計処理の適正化を図るため、当該関連事業費負担準備金9,709,375,167円を負債の部の固定負債から正味財産の部の一般正味財産に振替えている。

8 その他

平成26年度から「公益法人会計基準」（内閣府公益認定等委員会 平成21年10月16日改正）により会計処理を行っている。